判旨

『訴訟上の和解成立による訴訟終了宣言判決と不利益変更禁止の原則』

〔建物収去土地明渡請求事件、最高裁判所平成二六年(受)第二一四六号、平成二七年

一一月三〇日第一小法廷判決、 裁判所時報一六四一号三頁〕

宏

清 水

訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了したことを宣言する第一審判決に対し、被告のみが控訴した場 控訴審が第一 審判決を取り消した上、原告の請求の一部を認容する本案判決をすることは、 不利益変更禁止

事実

原則に違反して許されない。

訴外Aは、その所有する甲建物の一室を、期間を平成二一年九月一日から平成二三年八月三一日まで、Y(原

告・控訴人・上告人)に月額三二〇〇〇円で賃貸していた。 ところで、Aは平成一六年に成年後見の指定を受け、弁護士であるBがその成年後見人となっていた。そして、

179

たって伝えてきた。

みとなっていた

甲建物の清掃等の管理はAの知人である訴外Cが行っていた。

b き賃貸借契約期間が満了するに際して、 あったため、 甲 建物は築五〇年以上で老朽化が著しく、 B は、 Aが介護施設に入居して落ち着いたのをきっかけに建物を処分することとし、 賃貸借契約を更新せずに明渡しを受け、 半数の貸室で借り手がつかない状況であり、 平成二三年六月には賃借人はYの 放火や不法侵入の 各賃借 おそれ

時期には本件賃貸借契約を更新しない旨の通知をし、 こうした状況のもと、 B は、 Cを通じて、 平成二 一年九月一 その後も平成二三年二月末日までの間にその旨を複数 H Y に対 平 -成二三年八月末の本件貸室 更新

貸借契約期間が満了する平成二三年八月末日までXから本件貸室の明渡しの了解を得ることができず、 上記更新拒絶の通知を受けても一切の譲歩をしなかった。 には訴訟提起の予告も行うなどしていたところ、その後明渡しの交渉の継続中であった平成二三年一〇月一 を求めるとともに、 これに対してYは明渡 改めて本件賃貸借契約を更新しない旨通知した。こうした交渉にもかかわらず、 しを拒むとともに、 仮に明け渡すとすれば立退料三四〇万円を支払えと主張 B は、 平成二三年八月一九日、 重ねて本件貸室の 本件貸室の 同 年 九日 九月末 朔 数 回 賃 0

年分に相当する三八万四○○○円が限度であると伝えたが、Yの了承を得られなかった。 その後、 В はXの代理人として、 平成二四 年二月一六日ころ、 Yに対し、 仮に立退料を支払うとすれば、 賃料 (n)

(原告・被控訴人・被上告人)が甲建物の所有権および賃貸人の地位を相続した。

Aは死亡し、

X

に至るまでの賃料相当損害金の支払いを求めて、 平成 几 年四月七日、 X は、 Yを被告として、 東京地方裁判所に訴えを提起した。 甲建物 の所 有権に基づく貸室の明 なお、 渡 В は本件におけるXの お よび、 明

訴訟代理人に選任された。

後、

裁判官の交代があった。

に付し、三回 審では の弁論準備手続を行って、 二回 の口頭弁論を行い、 その後、 証人およびY本人の尋問を行うべく第三回口頭弁論期日を指定した。 四回の和解期日を経た上で和解を打ち切り、 事件を弁論準備手続

Xは第三回 第一 頭弁論期日に出頭したものの、Yの本人尋問には応じられないと主張したため、 審裁判官が長時間にわたりYから事情を聴取した結果、平成二五年五月八日 の和解 裁判所は改めて和 期 日にお

以下の要旨のような合意事項を読み上げた上で、

訴訟上の和解が成立した。

①XとYとは、 ②Xは、立退料二二〇万円を支払い、 本件賃貸借契約を合意解除することとし、 敷金六万四〇〇〇円を返還するほか、 Y は、 平成二五年一〇月三一 平成二五年四月一 日限りで貸室を明 日から同年一〇月三 í

日までの賃料ないし賃料相当損害金の支払義務を免除する。

等をファクス送信の方法で連絡する旨、 ③ X は、 払い、その余の立退料および敷金返還金の支払方法も同様とする。 立退料のうち七〇万円を、 Yは、平成二五年五月一五日に裁判所にファクス文書を送付し、平成二五年五月二一日までに口 平成二五年五月末日限りで、 および、 本件和解中の立退料の内金七〇万円の支払期限を平成二五 Yの指定する預金・ 貯金口座に振り込む方法で支 年六月 座番号

ついては裁判所の判断を得た上で連絡する旨のファクス文書を送付した。さらに、 ところが、Yは、 同月二一日、 裁判所に、本件和解に異議があるので書類を提出する旨、 Y は、 翌二二日に、 および、 口座番号等に 本件和解が

末日に変更してもらってもよい旨を表明した。

n

た

裁 出するとともに、 判所 の強要によるものであり、 裁判官の忌避を申し立てた 錯誤があったことを理由として本件和解の無効を主張して、 期 日指定申立

した。 とBとは、 なお、 しかしながら、 Y は、 平成二五年 和 解 成立後 Yは上記期日指定申立てを撤回しなかったため、Yの主張につき審理するため 一〇月二五 の平 成二五 Ħ 訴訟外で本件和解が有効に成立したことを相互に確認する旨の合意書を作 年一〇月二四 日 に、 本件に関して初めて訴訟代理人Cを選任したところ、 に期 H が 開

ろ、 する時 期日を含め、 て、 本件連絡文書においても、 部を変更してもらってよい旨表明しており、 第一 このことは、 本件訴訟は、 間がなかったとは考えられ 審 (東京地判平成二五年一一月二九日判時二二七二号四八頁)は、 XとYとの間の長期 平 本件和解 -成二五年五月八日訴訟上の和解が成立したことにより終了した旨を宣言する判決を言 成立 本件和解に異議があるなどの主張は一切しておらず、 一時に、 ない 間の断続的な交渉を踏まえ成立したものであり、 上 Yの主張する上記事情が存在しなかったことを示すというべきである」 Y は Y が、 期日指定の申立てに先立ち、 本件和解の条項を十分に理解していることが窺わ 「…本件和解は、 本件和解成 そればかりか、 Y K 平 和解に対する態度を検 成 7 0 四四 週間 年 本件 中 後に送 和 0 四 れるとこ 口 0 条項 0 とし した 和 解

ていることは、 したがって、 明らかである。 Y 0 主 張は、 採用 できず、 本件 が、 平成二五年五 |月八日 訴訟上 0) 和解 が成立したことにより終了し

た。

審 これに対して、 (東京高判平成二六年七月一七日判時二二七二号四二頁) Yは本件 -和解 が 無効であると主張して控訴した。 は、 原判決を取り なお、 消 X Ļ は控訴 ① 和 [いる附帯: 解期 消日に 控 訴もしなか お ける和知 解が つた。 控

の建物を明け渡すべきこと、Yは、 あることを確認すること、②Yは、 Xに対し、 Xから四○万円の支払を受けるのと引き換えに、Xに対し、 平成二五年四月一日から前項の建物の明渡済みまで一か月三万二〇 別紙物件目

○○円の割合による金員を支払うべきこと、を命じる判決を言い渡した。

すべきものである であり、 の上記姿勢を考慮すれば、 和解期日において、三四〇万円より減額した金額で明け渡すことを承諾したかのような言葉を発したとしても、 てそのような主張をしてきたことは、 のである。 料の支払を求める旨主張しており、 二二年九月から、当審における口頭弁論終結日である平成二六年五月一三日までの間、一貫して三四〇万円 その判決理由では、 前任裁判官がYに対し、 些かでも疑問がある場合には、 後に述べるとおり、 「…Yは、本件和解期日の当日を別として、 本件はそれがYの真意に出たものであるかどうかについての確認に慎重を期すべき事案 四回の和解期日において和解の勧奨をしたにもかかわらず、 Yの立退料の請求は、 これを譲歩したことは、 疑いのないところである。このように一切譲歩の姿勢を見せないYが、 担当裁判官としては、 およそ考慮するに値しない高額なものであるが、Yが 本件和解期日でのやり取りを除いて一度もな 和解を不成立とし、 本件訴訟前に本件貸室の明渡請求を受けた平 本来の訴訟進行に戻って判決を 和解が成立してい の立 貫し 仮に 特

ない。 どが和解室での両名だけの会話であったものであり、 白であるといえるほどに単純なものではなく、 で原審裁判官が読み上げたと推認される和解条項の内容を見ても、 このような観点から上記認定事実をみると、 Yは本件和解期日後に裁判所あてに、「口座番号等につきましては、 Yが本件和解期日後に和解の成立を前提とする行動をとった事実 本件和解期日における原審裁判官とYとのやり取りは、 和解期日の終了に際して書記官及び双方当事者が立会いの それがYの真意に基づいたものであることが明 = 日 (火) までにFAXをお送りし その ほとん

か の書面 ます」との事務連絡文書を提出しているが、 本件 の送付をもって、 和解条項がY 本件和解が有効に成立したことを前提とする行動とみることはできない。そして、 の真意に出たものであることを認めるに足りる証拠はない 結果としてその期日までに口座番号の連絡はなかったものであ から、 本件和解は無効であると この Ú

1

わざるを得な

依頼 が ば、 う旨を述べているようにも読める陳述書を作成している。 成立に異議があり、 は、その趣旨で理解することができる。また、 を認めるようYを説得することは、 … Y代理人としては、 人との間で、 つて、 : Y は、 Yに著しく有利であるものと容易に認識し得たものと推認される。 した代理人の関与の下に作成されたものであって、 上記 本件和解の無効を主張して以降、 本件 の合意書の内 和解が有効に成立したことを相互に確認する旨の合意書を作成 和解無効の判断をしてもらいたいとの趣旨を述べるものであるということができる…。 Yが二二○万円の立退料の支払を受けるという内容の本件和解は、 容や陳述書の記載内容が本件和解の有効性を裏付けるものということはできな 弁護士である代理人として合理的な行動であるといえる。 弁護士の代理人を選任して訴訟を追行しており、 上記陳述書の内容は、 Yはそれに従う立場にあるが、 これらの合意書及び陳述書をどう評価するかであるが、 やや明瞭さを欠くものの、 したがって、 Y は、 Y代理人が本件 Yとしては、 法律家の観点からすれ 当該合意書の 上記の合意書の記載 Y代理人は、 上記合意書が あくまで和解 :和解の 内 X 代理 有効 Ÿ 性 0

V ·原審 ものと認められるから、 での手続経過に照らすと、 和解は上記 のとおり無効であるから、 X の 請 当事者の攻撃防御は尽くされており、本件について、これ以上審理する必要は 求につき、 次に、 当審で自判することとする。 被控訴人の Yに対する請求につい て判断すべきことになるが

X のYに対する本件貸室の明渡請求は、 Yが被控訴人から立退料四○万円の支払を受けるのと引き換えに明 í

渡すよう求める限度で理由があるものというべきである。

当損害金の支払を求める限度で理 Xに対し、 平成二五年四月一日以降、 由がある。」 本件貸室の明渡済みまで月額三万二〇〇〇円の割合による賃料相

をすることは、 も附帯控訴もしなかった場合において、控訴審が第一審判決を取り消した上原告の請求の一部を認容する本案判決 この原審判決をYが不服とし、 不利益変更禁止の原則に違反して許されないとして、上告受理申し立てを行い、 和解による訴訟終了判決である第一審判決に対し、 被告のみが控訴し原告が控訴 当該申立てが受理

【判旨:破棄自判】

された。

が第一 当該和解の内容にかかわらず、 て許されないものというべきである。 訟終了判決である第一審判決に対し、 けを既判力をもって確定する訴訟判決であるから、これと比較すると、原告の請求の一部を認容する本案判決は -…訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了したことを宣言する終局判決…は、 審判決を取り消した上原告の請求の一部を認容する本案判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反し 形式的には被告にとってより不利益であると解される。 被告のみが控訴し原告が控訴も附帯控訴もしなかった場合において、 したがって、 訴訟が終了したことだ 和解による訴

おいて、

控訴審が訴訟上の和解が無効であり、

かつ、

第一審に差し戻すことなく請求の一部に理由があるとして自

いて本来生ずべき訴訟終了の効果をその一部についてだけ生じさせることになり、

和解による訴訟終了判決に対する控訴の一部のみを棄却することは、

和解が対象とした請求の全部につ

相当でないから、

上記の場合に

とが明らかな法令の違反がある。」

判をしようとするときには、 控訴 の全部を棄却するほかないというべきである。

求の一部に理由があると認めたとしても、第一審に差し戻すことなく自判する限りは、上告人の控訴の全部を棄却 は、 で、被上告人のその余の請求をいずれも棄却したのである。このような原判決の処理には、 するほ みが控訴してい 万円の支払を受けるのと引換えに本件貸室を明け渡すべきこと及び賃料相当損害金を支払うべきことを命じた上 これを本件についてみると、 不 かなかったというべきである。 利益変更禁止の原則に違反して許されず、 るのであるから、 和解による訴訟終了判決である第一審判決に対しては、 第一 それにもかかわらず、 審判決を取り消して第一 原審としては、 原判決は、 審原告である被上告人の請求の一 仮に本件和解が無効であり、 第一 審判決を取り消し、 第一 審被告である上告人の 判決に影響を及ぼすこ か 上告人に対 部を認容すること つ、 被上告人の請 川

評釈

判旨に反対である。以下、前提知識を整理した上で、理由を述べる

I 訴訟上の和解とその無効の主張方法

力が含まれるかについては議論が 訴訟法二六七条)。 訴 訟 係属中 is 和 この 解 が成立 「確定判決と同 Ļ 当該 である。 和解 の効力」に執行力が含まれうることについては争い 内 [容が和 解 調書に記載されると、 確定判決と同 0) のないところ 効 力が生じる

この点、 和解は本案判決の代用物であり、 二六七条にいう「 確定判決と同 の効力」 には既判力も当然に含まれ

るとし、 既判力肯定説)や、 (既判力否定説) 和解の意思表示に瑕疵がある場合には再審の訴えに準じる訴えにより、 もあるが、 和解は両当事者の意思に基づく訴訟終了行為であるから、 実務においては、既判力を肯定しつつ、和解の意思表示に実体法上の瑕疵が が採用されている。 既判力は認める必要はないとする見 取消をするべきであるとする見解 ある場

訴訟上の和解の無効主張を認めるとする見解

(制限的既判力肯定説)

事件によって多様であり、 お 和解無効確認の訴え、ないし、 とする見解 あるならば、 これを前提として、さらに、 ては、 和解締結過程やその内容、 (期日指定申立て説)、訴訟上の和解の効力をめぐる争いは、 訴訟は終了していないはずであるから、 救済手段を限定すべきではないとして、 訴訟上の和解が無効であることを主張する方法に関しては、 請求異議の訴えによるべきであるとする見解 和解の効力をめぐる争い、 訴訟が続行されるべきであり、 またはいずれの当事者が救済を求めているかは、 期日指定および別訴提起のいずれも許容して 和解が行われた訴訟とは別の紛争であり、 (別訴提起説) 期日指定の申立てによるべき があるところ、 訴訟上の和解が 実務に

本件は、 和 解の無効を主張する当事者から裁判所に対して期日指定申立てがなされた場合、 期日指定申立ての方法により、 訴訟上の和解の無効主張が行われた事件である。 裁判所は従前の訴訟手続を

続行することになる。(6)

なり、 されている。 てで、 ところで、 和解が 再審の訴えなどと同じく、 この というのは、 無効と認められれば、 和解無効を理由とする期日指定の申立ては、 原訴訟は 一つの訴訟上の和解の瑕疵の主張方法であり、 訴訟終了効が覆滅され、 一旦和解によって確定的に終了しているところ、 原訴訟が続行されるとの形成的効果を有するものと解 訴訟係属を前提とする通常の期日 原訴訟の受訴裁判所に対する申立 和解に無効原因があるからと 指定申立てとは ととなるものとされる(13)

続し、 61 っても、 原訴訟が続行されるべきことになるわけではないからである。(8) その段階では手続上は和解の無効が明らかになったわけではないため、 したがって、 る⁹ 期日指定の申立ての審理 理論上当然に訴訟係属が にお なお存

和解の有効性の点に限定して審理を行うべきものとされ

宣言判決をすることになる。 それぞれの申立てについて、 れに対して、 訴訟が終了しなかった旨の確認を申し出るか、 本件のように、 裁判所は審理の結果、 中間判決をしないで本案の審理に入り、 原告は訴訟終了宣言判決の申立てを行い 被告から期日指定申立てがなされた場合には、 和解が有効であるとの結論に達した場合には、 これに対して、 必要的口頭弁論の下で、主張および証拠についての審理が行われることになる。 無効原因が認めら 単に期日の指定の申立てを和解によって根拠づけることになる。こ 旧訴の続行として訴訟物の存否についてさらに審理判断をするこ 予備的に自己の旧申立てを提起することになる。そして、 (10) ń れば、 期日の指定を申し立てるとともに、 訴訟は終了しているものとして、 和解が無効である旨の中間判決をするか、 和解によって

IIſΙ わ ゆる訴訟終了判決の法的性質

終了宣言判決の法的性質についても検討しておく。 以上を前提として、さらに、 本件におけるように、 和解が有効に成立していることを理由としてなされる訴訟

構造となってい 所が、 上述のように、 和 一解は無効であると判断して初めて、 る。 当事者から和解が無効であるとの主張がなされても、 このことからすると、 和解が無効であることは、 旧 訴 !の訴訟物についての審理・裁判をすることができるとの二段階 旧訴 直ちに、 0) 訴訟物について審理 旧訴が復活するわけではない。 判断するため 裁

取り扱うべきではないと解する。 ともできる。しかしながら、 前提条件をなすものといえる。このことから、「和解が無効であること」をもって一種の訴訟要件であるとみる見 を前提として期日指定の申立てをする場合に限定されるのであり、この和解無効の主張方法としての期日指定申立 解もありうる。さらに演繹すると、 てとそれに対する訴訟終了宣言という方法そのものが、上述のように言わば例外的な措置であることに鑑み いう訴訟要件を欠くことを理由として旧申立てに関する本案の判断に入らないものとする訴訟判決であるとみるこ 「和解が無効であること」を訴訟要件「的」なものとしてみることは格別、 和解無効が訴訟要件であると見ることができるのは、 訴訟上の和解が有効に成立したことに基づく訴訟終了宣言判決は、 これを本来の意味での訴訟要件として 訴訟上の和解が無効であること

生じるとされることと整合性が取れないのではないかとの疑問がある。もちろん、本件最高裁判決が、 趣旨は、 とであるが、その点については、 言判決が本来的な訴訟判決ではないことを前提に判決のとらえ方を新たに考案したというのであればそれまでのこ 既判力が生じるとする民事訴訟法一一四条一項からすると、この点に既判力が生じるとする理解もできない 了したことだけを既判力でもって確定する訴訟判決と解している。 また、 本件最高裁判決は、 確かに、 あくまで訴訟上の しかしながら、仮にこれが一般的な訴訟判決であるとするならば、 訴訟終了宣言判決では、 和解が無効であるとの判断を求めてのことであり、 第一 繰り返しになるが、 審における訴訟上の和解が成立したことに基づく訴訟終了宣言判決を、 訴訟が終了したことを宣言することになるので、主文に含まれる判断に 理論的な説明はない。 本件最高裁判決の理論的な構成は述べられて やはり当事者が期日指定を申し立てる 訴訟判決の既判力が訴訟要件の欠缺に 裁判所の審 理 判 断もこのことをめ わけで 一訟が終

訴訟終了効が問題なく認められること

ぐって行われるものである。そして、

和解が有効に成立していることから、

然に上訴をすることができるとされる。本件では、

和解が有効に成立したことに基づく訴訟終了宣言判決も終局判決であることから、

和解による訴訟終了宣言判決に対して、

被告が請求棄却を求

この判

決に対

「的」な訴訟終了宣言判決に対して、

請

求棄

却

なお、

ていることから、

控訴の利益は肯定されよう。(18)

また、

実質的にも、

訴訟上の和解による原告の請求が結果として

めて控訴を行っている。この点、

形式的には訴訟判決

ならば、 から、 旧 訴 和解が有効に成立していることに基く訴訟終了宣言判決の対象は、 の続行はないことを明確にする意味で、 訴訟の終了が宣言されているに過ぎない 形式的な「訴訟の終了」ではなく のである。 そうである

解の有効性」であると解するべきである。

り、 とが いものと解する。 訟上 ことを理由とする訴訟終了宣言判決は、和解に対する再審を期日指定申立てという枠を借りて行っているものであ の有効性をめぐる紛争を処理するものと解する。 成立したこと」を既判力をもって確定することで、 終了宣言判決も本来的な意味における訴訟判決ではなく、ただ、 て、 それでは 当該条件を充たさないとの判断をするものである。このことから、繰り返しになるが、「和解が無効であるこ は本来的な意味における訴訟要件ではないと解する。 0 当該判決は、 理 和 解が無効であるとの手続的判断を前提条件として、 判断 この判決の法的性質をどのように考えるべきであろうか。 0 したがって、この判決においては、 対象であって、 言わば再審事由の欠缺を理由とする再審棄却決定に類するものということができる。 和解が有効に成立したことに基づく訴訟終了宣言判決は、 その効力としての訴訟終了効の発生を明らかにし、 訴訟上の和解の有効性、 また、 旧訴の本案審理に入るか否かを判断する手続 訴訟判決 和解が有効に成立していることを理 上述のように、 「的」にとらえることができるに過ぎな わけても訴訟終了効が生じているこ 和解が有効に成立してい まさに 和解 由とする訴訟 もって和解 がが 有効に お

認容された形になっていることから、その部分につき改めて棄却を求めるものと見ることができるならば、

Ⅱ 不利益変更禁止の原則

やはり控訴の利益を肯定することができよう。

止原則についても整理しておく。 したことについて、 したうえで、和解内容よりも立退料を減額し、 本件最高裁判決では、 不利益変更禁止原則に違反するものと判断している。そこで、以下では、 第一審の和解が有効に成立したことに基く訴訟終了宣言判決につき、当該判決を取り消 また、明渡に至るまでの賃料相当損害金の支払いを命じる判決を この不利益変更禁

る。 とが分かっても、 裁判をすることが許されないこと(不利益変更禁止の原則)および、控訴審は、 下に原判決を変更することが許されないこと(利益変更禁止原則) み、これをすることができる」と定めている。このことから、 たとえば、前者によれば、請求の一部棄却の判決に対して、原告が控訴したのに対し、 民事訴訟法三〇四条では、 また、後者によれば、 同一の理由で他の部分の敗訴の不当なことが明らかになっても、 裁判所は控訴を棄却することができるだけで、請求全部を棄却することは許されないことにな 控訴人が第一審判決で敗訴した部分の一部について不服を申し立てているにすぎない場 控訴審に関して、「第一審判決の取消し及び変更は、 控訴審は、不服を申し立てられてい の二つの原則が導かれるものと解されてい 裁判所は他の部分の敗訴までを変更すること 不服を申し立てられている範囲以 不服申立ての限 請求全部に理由のないこ る範囲を超えて 度に お ての

はできないことになる。

結果として被上訴人に不利な帰結をもたらすこともあり、 障により敗訴者に安心感を与え、それにより、 上訴 の促進を図るものとも言われている。 その理論的根拠が争われている(31) もっとも、 その 反面

上で、 適切でないとの批判がある。 る判断がなされることはないが、このことを申立拘束原則で説明することはできないことを理由として、 囲を画する機能を営むともされる。もっとも、 この見解は、 おける原告への申立てに対する裁判所の拘束と、 ら、二四六条とは別に三○四条が置かれたとする。そしてこのことから、 控訴審は続審であり、 当事者の申立ての裁判所に対する拘束力 判決事項は申立事項に拘束される旨の二四六条の処分権主義は控訴審においても例外ではないとした 控訴または附帯控訴を通じて第一審判決の当否を判断するという構造であることか この見解に対しては、第一審では、 上訴· (申立拘束原則) 人の不服申立てへの拘束とをパラレルな問題として扱うの を実質的な根拠とする見解 不利益変更禁止原則は、 原告の請求について棄却を下回 (本質説 控訴審の 第 が 判

别 請との利益考慮によって判断されるとする。 ·う控訴制度の要請に基づくものであると解する見解もある。 (5) 個の概念として位置付け、その適用の有無は、 これに対して、不利益変更禁止の原則は、 控訴人が控訴することによってかえって不利益を受けてはならない 上訴人の利益保護の必要性と当面するその他の訴訟 この見解は、 不利益変更禁止原則を申 原則 拘 Ë 一の諸要 原

て、 定の沿革によれば、 済するための政策的制度であり、 上 訴共通原則を打破して上訴人を保護するべく不利益変更禁止原則が提唱され、 不利益変更禁止 口 1 マ法以来原判決を上訴人の不利益に変更しうる上訴共通の原則が の原則 は 申立拘束原則とは別のものであるとする見解 上訴人に不利な変更をすることが上訴人の意図に沿わない場合に上訴 (政策⁽²⁶⁾ 不利益変更禁止 もある。この見解 採用されてきたの 原則を採用 に対 規

の関係で考えれば、 はその判決段階での微調整の手段として位置づけられるとする。 きたものとする。 たドイツ帝国民事訴訟法の下で、 そして、 上訴人は常に保護されるわけではないとの批判もある。(3) 上訴審の審判範囲を確定するのは申立拘束原則であるのに対して、不利益変更禁止 申立拘束原則だけでは説明が困 もっとも、 難な場合にも上訴人に不利益な変更が禁止されて これらの見解に対しては、 附帯上訴と 原 萴

が制 この見解に対しては、 ほか、 されないことから、 文上認められることや、 ツ草案八○○条に転換されていったものとされ、 する意思に着目したものとされるドイツのハノーファー草案五九三条が上訴人の申立ての拘束力に着目する北ドイ る見解 原則につい きであるとする。 加えて、 度 一訴もしてい れらのほれ この見解に対しては、上訴共通の原則の採用されていない日本法の下で、 の根拠であるとする見解 四二五条にも影響を与えたとされることから、 (被上訴人保護説) 不利益変更禁止原則は、被上訴人の申立ての不存在に基づく拘束 ては、 か、 ない被上訴人の処分意思に求めることを前提を欠く議論であり妥当でないとの批判が 現行民事訴訟法の解釈としては、 また、 申立 どちらかというと政策的な面がより強いものと解する。 本質説も被上訴人の処分意思の尊重は暗黙の前提としていたところがあるの指 附帯上訴のようにこの原則を破る手続が用意されていることに鑑みれば、 |拘束や処分意思への拘束について、 もあ⁽²⁹⁾ 沿革的にも、 (多元説) この見解は、 母法であるドイツ民事訴訟法の成立過程において、 も主張されている。 附帯上訴をしなかった被上訴 また、このハノーファー草案は日本の旧 申立拘束原則、 被上訴人の保護に根拠を求めるのが正当であるとする。 処分権主義ほど強い この見解は、 (被上訴人の処分意思)、上訴人保 職権 人の意思に着目して、これを尊重す (不告不理の原則) 不利益変更禁止の根拠を上訴も附 貫徹の要請が採られているとは解 調査事項のような例外の 々民事訴訟法四二〇条の 被上訴人の訴訟を処分 の表れであるとす 不利益変更禁止 ブある。 る。 0 存 また、 在が条 ず n

説に一 0 さて、 審判範 理あるものといえる。 これらの見解についてどう考えるかであるが、 囲を拘っ 束する機能があることも否定できない。 もっとも、 不利益変更禁止原則には、 不利益変更禁止 したがって、 上 いずれも理論的根拠とする多元説が妥当で 訴人の申立てや被上訴人の処分意思に上級 | 原則 に関する規定の沿革に照らせば、 政 審

ると解する。

するという評 範囲で審判しなければならないという行為規範の として処分意思へ て考察する議論 議論の局面としては異なるかもしれないが、 価規 のように、 範 の拘束による審判範囲の確定を行うものと分けて考えること、 (n) 側 面 不利益変更禁止原則は、 があるものと解する 側面と、 本来は上訴人保護という政策に基づくものであるが、 弁論主義に関して本来的弁論主義と機能的弁論主義とに分け 不利益変更禁止原則違反は政策的考慮により柔軟に判 あるい は、 裁判所は、 処分意思 その機

理 は か、 は この点については、 この不利益変更禁止の 由 中 判決の効力を基準とするべきである。具体的には、 不利なものになっているかで判断することになる。 下 級 0 判断 審 0 0) 判 既判力等を参照しながら判断することになる。 断と上 当事者は、 級審 原則に 0 判 - 断を比 V 訴訟における判断を通じて法的な問題の解決を求めているところ、 わ ゆる 較 「不利益」 した結果、 を判断する場合に何を基準とするべきかとい 上 訴によっ 原則として判決主文を基準としながら、 そうすると、 て当事者の法的 結局のところ、 地位 が 「不利益 有利なも の判断 0 例外的 う問題が É その なっ K E は 際 7 不 あ -利益 判決 1 Ē る

兀 場合などいくつかあるところ、 が 訴 こうした不利益変更禁止の ||訟判決であった場合の処理に関する議論につい 原 本件では、 則の適用が問題となる場 第一 審が 訴訟判決 て整理しておく。 るは、 的 請求の併 な訴訟終了宣言判決であることから、 合の場合、 相殺 の抗 弁が提出され 第 てい

審る

の利益に配慮したものである。ただし、事件につきさらに弁論をする必要ない場合、 至ったとき、 第一審が訴えを却下する訴訟判決であるのに対して、控訴審で原判決を取り消すべきであるとの判断に 裁判所は、 (同法同条ただし書き)。これは、訴訟経済に着目したものである。 事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない(民事訴訟法三〇七条本文)。 控訴審は請求認容の自 これ は審級

ることができる

\$ なわち第一審の訴え却下判決を維持すべきであるとする見解がある。この見解は、訴え却下の判決の既判力より 棄却という事態を導くことになり、 のではなく、 られているのであって、控訴審において訴訟要件が充足されているとの判断に至ったのであれば、 ることを理由とする。この見解に対しては、当事者の不服は訴訟要件の欠缺について判断した第一審の判断に向 決をするべきであるとの判断に至ったときは、 告だけが控訴し、被告が控訴も附帯控訴もしていない場合で、控訴審で原判決を取り消して請求を棄却する本案判 つぎに、このことを前提としつつも、第一審において訴えを却下する訴訟判決がなれ、これに対して敗訴した原 請求棄却の既判力の方が後訴を制約する点では強力であって原告には不利となるため、 第一審に差し戻すべきであるとの批判がありうる。 訴訟経済に反するとの批判もある。 第一審への差し戻しをすることなく控訴を棄却するべきである、 また、 原告による再訴の提起と、 不利益変更禁止 その中での請求 控訴を棄却する に反す す

るものである。そこで、控訴審は、 ものであるに過ぎず、 なわち、この見解は、 審判決によって保護されるべき地位を得ていないため、 第一審において訴え却下判決がなされた場合、本案に関する判断がなされていないことから原告は当該第 実体上の地位に影響を与えない訴訟判決を本案判決に変更することは同原則に反しないとす 不利益変更禁止原則は、 原則として原判決を取り消して事件を第一審に差し戻すことになるが、 原判決が上訴人に与えた実体上の地位を上級審が奪うことを禁じる 不利益変更禁止の原則の適用はないとの見解もある。す 審級の

れ、

不利益変更禁止の原則を考慮する余地があるものと解するべきである。

決で満足し、 るを得ない。 しては、 利益が保証されるかぎりにおい 不利益変更禁止の原則の対象を本案判決に限定する合理性があるかという点について疑問があると言わ 請求の棄却まで求めていないという場合、 上述のように、 不利益変更禁止 て、 請求棄却判決をすることができる場合もあるとする。 \overline{O} 原則の趣旨について多元説を前提とするならば、 被告にとっては保護されるべき地位を得ているものと解さ もっとも、 被告が この見解に対 訴え却

率や訴訟経済の観点からの利益衡量の結果として請求棄却判決をすることができるものと解する 性を狭め、 請ではないことに鑑みれば、 がなされていた場合には、 ることによって、原告の本案に対する応答の必要性が生じることになる。そこで、第一審で実質的には本案 ではどう考えるべきであろうか。 訴訟経済に資することになる。 請求棄却の本案判決をするべきである。このように理解することによって、 第一 審で実質的に本案の判断がなされているとは言 第 一審においてなされた訴えを不適法であるとして却下する判決 。また、 不利益変更禁止 の原則の 貫徹は、 処分権、 難 い場合であっても、 主義のように絶対 が 再訴 取 司 法の 0 消 0 な要 され 可 判 能

Ⅳ考察

以上に基づいて、 本件最高裁判決の当否を検討する。

は別として、 不利であるとみることができる点にあると思われる。 控訴審が原告の請求につき一部とはいえ認容する旨の判決をするのは、 本件最高裁判決が 形式的には、 訴訟判決よりも原告の一 源審 0 判決を破棄するに至った理由としては、 部認容判決の方が、 すなわち、 本件にとって最も適切な解決は何かを考えること 控訴人に不利であることに鑑みたものであ 原告が控訴も附帯控訴 訴訟終了宣言よりも控訴人たる被告に しても 0

は、 服 との判 の感を禁じ得ない なかったといえようが、 きないとするのは問題があると言わざるを得ない。もちろん、 張して控訴を提起し、 0 しかしながら、 不利益変更禁止の原則としては当然の帰結であるにもかかわらず、いかにもしゃくし定規な処理をしていると 刹 益はないといえ、 断に至っているにもかかわらず、 被告が、 請求棄却判決を求めており、 また、 被告の期日指定申立てに対して訴訟終了宣言判決がなされたことに鑑みれば、 訴訟上の和解が有効に成立したことに基づく訴訟終了宣言判決に対して和 附帯控訴をするべき動機も乏しかったものと思われる。とすると、 原告が控訴も附帯控訴もしていない場合には、 控訴審は和解無効を認め、 原告が附帯控訴をしていれば、こうした問題は生じ 請求の一部につき棄却すべきである その旨の判断がまったくで 本件最高裁判決 原告には 0) 無効を主 不

ると言えよう。

したがって、最高裁としては、

控訴を棄却するにとどめるべきであると判断したものであろう。

れを否定しているものの、 全部について本来生ずべき訴訟終了の効果をその一部についてだけ生じさせることになり、 件最高裁判決は、 させるため、 以上のように、 こうしたことから、 請求棄却判決を求める控訴を一部棄却する判断をすることも考えられないではない。この点につき本 「和解による訴訟終了判決に対する控訴の一部のみを棄却することは、 本件最高裁判決は、 和解が無効であることを前提として原告の請求を一部認容すべきとする控訴審の判断を反映 和解無効をどうとらえるかという点で議論がかみ合っていない感がある。 不利益変更禁止の原則の適用に関しては従来の判例 和解が対象とした請求の の延長線上にあるように 相当でない」としてこ

であることを前提としてなされた控訴審の判断につき、そもそも不利益変更禁止の原則の対象とすべきなのかと 能性を認めるべきであったと解する。また、そもそも和解無効を理由とする控訴申立てに対して、 和 解 が無効 思われるが、

不利益変更禁止の原則の根拠につき多元説を支持する私見によれば、

請求の

部認容

部棄却とい

う点で疑問 がある。 そこで、こうしたことを前提としながら、 敢えて不利益変更禁止 0) 原則で処理することについ

て検討を重ねる。

である。 提として本案判決をしている。 ていることに鑑みれば、 条の適用により、 は不利益変更に該当するとする。 て確定する訴訟判決としている。 繰り返しになるが、 そして、 控訴審の判断によれば、 原則として第一 本件最高裁判決は、 請求について本案判決ができる程度まで審理がなされていると解され、 その文脈では、 そして、 審に差戻 しかしながら上述のように、 和解が無効であるとして、 本件の第一 Ļ 和解による訴訟終了判決を、 例外的 むしろ控訴審の 審では、 に審級の 判断は 当事者尋問を残すだけという程度まで 第一審が訴訟判決であるならば、 利益を考慮する必要のない 請求の一 正当であるといえよう。 和解によって終了したことを既判力でも 部について認容する判断をすること 場合は 民事訴訟法三〇七 自判 控訴審はそれを前 審 がをするべき 理が

最高裁 とを前提として、 うかということについて、私見は上述のように否定的である。 ると判断されるときに慣行として行われているものである。 無効を主張する方法として期日指定の申立てを行う場合において、 また、そもそも訴訟上の和解が有効に成立したことに基く訴訟終了宣言判決を単なる訴訟判決とみ であると解する。 (判決の言うように 的な構造を有するものであるとの理解を前提とすると、 不利益変更禁止 そこで、 「訴訟が終了したこと」ではなく、 訴訟終了宣言判決の既判力もこの点に生じるものと解すべきであり、 0 原 則 0 適用に際しては、 第 「和解が無効ではないこと、 その判断 そして、この訴訟終了宣言判決が、 すなわち、この訴訟終了宣言判決は、 審判 当該和解が有効であり、 決における和解の有効性に関する判断と控訴 の対象は、 単なる訴訟要件の欠缺 言 換えれ 訴訟終了効 1 訴訟上 ってよい わ そうしたこ ゆ Ź がが や 和 生 解 0 のだろ 本 簡 じ 0) 和 有 7

判決を比較して「不利益

か否かを判断するべきであると解する。

ける和

解内容に問

.題があったのであり、

当な解決を図るべきとの考慮から、

許容されてよいものと解される。

当該和解を無効とする以上、

形式的な申立てと判断の関係よりも事件の妥

し立てており、 そうすると、 本件では、 和解が無効であると判断することについては、 和解が無効ではないとした第一審判決に対して、 控訴を認容したものであって何ら不利益変更禁止 被告が和解の無効を主張して控訴を申

原則にふれるものではないと思われる。

更禁止 の和解内容よりも後退しており、 解内容と比較して立退料を減額した点や賃料相当損害金の支払いを命じた点については、 質的な意味での一 審における和解内容に鑑みれば、 また、 一の原則 その上で、 、の制度趣旨から申立てへの拘束は絶対的なものではないと解する私見によれば、 部認容 立退料等について原告の請求を一部認めることは控訴認容判決に条件を付すものであり、 ・一部棄却判決として適法であると解される。 被告としてはそうした判断を予想することが可能であったと思われることから、 不利益変更に該当する疑いがないではないが、この点も上述のように、 なお、 本件控訴審判決が第一審にお 控訴人にとって第 そもそも第一 不利益 審にお ける和 審で

文にお 原告も同様に附帯控訴を提起するなどして、和解の無効確認を申し立てていない。にもかかわらず、 については正当である。すなわち、 てていない事項について判決をした違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるとしている点 して控訴を提起していているものの、その申立てに際しては、 なお、 いて和 本件最高裁判決が、 解 0 無効を確認する旨判示したのは、 原審が、 被告は和解が成立したことによって第一審が終了したことを宣言する判決に対 和解無効を確認する旨の判決主文を言い渡した点について、 形式的ではあるが、 明示的に和解無効確認を求めていない。 処分権主義 (民事訴訟法二四六条) 当事者が 控訴審判決主 もちろん、 申 し立

るものといわざるを得ない。

IV 結論

決に違法はないものとして、 以上により、 本件最高裁判決の理論構成には 上告を棄却するべきであったと解する。 問題があり、 また、その結論にも賛成できない。 むしろ、 控訴

以上

- 1 七八一頁以下参照 かという問題とともに議論されてきた。たとえば、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上巻 訴訟上の和解に既判力を認めるべきかという問題は、 和解の合意に瑕疵が存在する場合に、どのような救済方法を認めるべき [第二版補訂版]』(有斐閣、 二〇一三年
- (2) たとえば、大決昭和六年四月二二日民集一〇巻三八〇頁。 一八年一〇月一六日判例秘書搭載がある。 なお、 下級審で和解無効を認めた近時のものとして、 東京地判平
- 3 頁 男 郎=上原敏夫=高田裕成 民事訴訟法Ⅰ補訂版』 1 岩松三郎=兼子一編 伊藤眞= 松本博之=上野泰男 加藤新太郎 (日本評論社、 『民事訴訟法 - | - 高田裕成 | 福田剛久 | 山本和彦『コンメンタール民事訴訟法V』(日本評論社、二〇一二年)三〇六 『条解民事訴訟法第二版』(弘文堂、二○一一年)一四八一—一四八三頁 『法律実務講座民事訴訟法編第三巻』(有斐閣、一九五九年)三五七頁以下、 一九九三年)一三三二頁、 [第八版]』(弘文堂、二〇一五年) 五六八—五六九頁 [上野泰男] 兼子一原著·松浦馨 = 新堂幸司 = 竹下守夫 = 高橋宏志 = 加藤新太 [竹下守夫=上原敏夫]、 菊井維 = 村松俊夫編 秋山幹 『全訂
- 4 己 会、 など。 三ヶ月章 一九六六年) 民事訴訟法 一五四頁、 [第三版]] 鈴木正裕=青山善充編 (弘文堂、一九九二年) 五一三頁、石川明 『注釈民事訴訟法(4)』(有斐閣、 『訴訟上の和解の研究』(慶應義塾大学法学研 一九九七年) 四九二一四 九四 頁 山
- 5 たとえば、 期日指定申立てによることを認めたものとして、大決昭和六年四月二二日民集一〇巻三八〇頁、 最判昭和三三年六

判

(6) この申立てがなされた場合、裁判所は必ず期日を指定し、 二〇〇八年)四一二頁〔河野正憲〕、伊藤眞『民事訴訟法[第四版補訂版]』(有斐閣、二〇一四年)四五二―四五五頁などがある。 と実務』(西神田編集室、一九八七年)四九七頁〔藤原弘道〕、中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編 訴訟法第七版』 がある。 月一四日民集一二巻九号一四九二頁など、 この方法を支持する学説としては、新堂幸司『民事訴訟法第五版』(弘文堂、二〇一一年)三七五頁、 (法学書院、二〇一一年)四五四頁、 同じく別訴で和解無効確認訴訟によることを認めたものとして、大判大正一四年四月二四日民集四巻一九五頁など 別訴で請求異議訴訟によることを認めたものとして、 高橋前掲注一・七八四―七八五頁、 申立てについて審理しなければならないとされる。 藤田耕三=後藤勇『訴訟上の 大判昭和一四年八月一二日民集一 『新民事訴訟法講義』(有斐閣 上田徹 大決昭和六年 和解 郎 の理論

7 は、 とみることができるとしている。 は、 よって、これとリンクした手続構造を採ることが手続の実態に適合したものであることから、 続とは切り離した独立の手続構造をとることになる別訴の方法よりも、 この期日指定の申立てに基づく手続が再審事由の制限を外した再審手続としての実質を備えるものであることから、 兼子原著前掲注三・一四八一頁〔竹下=上原〕、高橋前掲注一・七八二頁など。 法律が本来予定していない条文上の根拠を有しない申立てであるとする。さらに、 旧訴の手続の続行であるかのような形式を借りることに 鈴木=青山編前掲注四 藤田=後藤編前掲注五 判例がこうした手続を創設したもの ・四九二頁 四九三頁 旧訴の手 山 原 本

月二二日民集一〇巻三八三頁、大決昭和八年七月一一日民集一二巻二〇四二頁など。

岩松=兼子前掲注三・一五八頁参照

- (8) 兼子原著前掲注三·一四八一頁〔竹下=上原〕。
- (10) 松本=上野前掲注三・五六九頁〔上野〕。

. 四

九二頁

- 11 兼子原著前掲注三・一四八三頁 [竹下=上原]、 秋山ほか編前掲注三・二六四頁
- 12 るから、 藤田 一九五〇年)三三三頁によれば、 口頭弁論を経て判決を以て宣言すべきであり、また、 =後藤編前掲注五・四九二頁 [藤原]。この点、 当事者からその訴訟続行の主張があった場合は、 兼子一「訴取下無効の主張と期日指定の要否」同 訴訟係属の是非は他の訴訟との関係でも重複訴訟となるか否かの点 事件自体の係属の存在に関する事柄であ 『判例民事訴訟法』

からは、

で問題となるため、 判決の既判力で明確にしておくことが妥当であるとする。こうした訴訟終了宣言判決をした例として、東京高

判昭和六一年二月二六日判タ六一二号一二八頁などがある。

ケ月章=青山善充編 坂原正夫 なお、ここでいう訴訟終了宣言は、ドイツ法上のそれとは概念的に異なるものである。ドイツ法上の訴訟終了宣言については、 『民事訴訟法における訴訟終了宣言の研究』 『民事訴訟法の争点 [新版]』 (有斐閣、一九八八年) 三一四―三一五頁など参照 (慶應義塾大学出版会、二〇一〇年) 一頁以下、 石渡哲 「訴訟終了宣言」三

- 13 藤田 =後藤編前掲注五‧四九二頁 [藤原]。
- 14 の和解が有効に成立していると認めるときは、 松本=上野前掲注三・五六九頁〔上野〕は、 和解が無効であることを、復活する旧訴における訴訟要件としてみているものとも評価できる 権利保護の利益を欠くものとして、 原告が訴訟上の和解の無効を主張した場合におい 訴えを却下することを認めている。 て、 審理の結果、 裁判
- 15 が生じるものとする 〇六年)四四二頁など。 秋山幹男=伊藤眞=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久=山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ第二版』 なお、松本 = 上野前掲注三・六七七頁 〔松本博之〕 は、 本案の申立てが不適法であることについて既判力 (日本評論社、
- 16 種 の訴訟判決とみるものとして、 高橋前掲注一・七八九頁注
- 17 岩松=兼子編前掲注三・一五九頁
- 18 ば、 る この見解をとるものとして、たとえば、新堂前掲注五・八八五頁、 訴え却下判決に対して、被告が請求棄却を求めて控訴をする場合に、 高田裕成 = 三木浩一 = 山本克己 = 山本和彦編 『注釈民事訴訟法第五巻』(有斐閣、二〇一五年) 高橋宏志 控訴の利益を肯定する見解が現在の多数説を形成してい 『重点講義民事訴訟法下巻 [第二版補訂版]』 四〇頁 [松村和徳] によれ (有
- 二〇一四年)六〇〇頁、兼子原著前掲注三・一五三〇頁 [松浦馨=加藤新太郎]、伊藤前掲注五・六八五頁などがある。
- 19 九頁、 鈴木正裕=鈴木重勝編 兼子原著前掲注三・一五八二—一五八三頁 『注釈民事訴訟法第八巻』 [松浦=加藤]、 (有斐閣、 一九九八年)一六五—一六九頁 高田=三木=山本=山本編前掲注一八・一九五—一九六頁 [宇野聡]、 高橋前掲注一八・六二

川聡)

など参照

202

- (20) 松本 = 上野前掲注三・八四四頁 [上野] など。
- 21 山本克己「不利益変更禁止の原則」三ヶ月章=青山善允編 『民事訴訟法の争点 [新版]』(有斐閣、一九八八年)三二二頁。
- 22 で、 Ŕ 山本和彦『コンメンタール民事訴訟法四』(日本評論社、二〇一四年)二一二頁など。 この見解に基づく判断がなされている。 たとえば、最判昭和三八年一〇月一五日民集一七巻九号一二二〇頁や最判平成二年七月二〇日民集四四巻五号九七五頁など 上野泰男 『請求の予備的併合と上訴』名城法学三三巻四号一頁以下、秋山幹男=伊藤眞=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久= 従来の通説とされる。 また、 実務において
- (2) 鈴木=鈴木編前掲注一六六頁〔宇野〕参照。
- (24) 山本和彦『民事訴訟法の基本問題』(判例タイムズ社、二○○二年)二二三頁
- 25 〇頁 奈良次郎「控訴審における審理の実際と問題点」小室直人=小山昇先生還暦記念『裁判と上訴中巻』(有斐閣、一九八〇年)一二 斎藤秀夫 = 小室直人 = 西村宏一 = 林屋礼二編 『注解民事訴訟法 〔第二版〕第九巻』(第一法規出版、 一九九六年)二九一頁、
- 26 木=鈴木編前掲注一六六頁〔宇野〕、高橋前掲注一八・六三六頁注(39)など。 宇野聡「不利益変更禁止の原則の機能と限界(一)」民商一○三巻三号六五頁、 同「(二・完)」民商一〇三巻四号七二頁、

鈴

- 27 鈴木=鈴木編前掲注一六七—一六八頁〔字野〕、高橋前掲注一八・六三六頁注 <u>40</u>
- (28) 山本前掲注二四・二二一頁。
- (29) 山本前掲注二四·二二二—二二三頁。
- 30 松本博之「相殺の抗弁についての判断と不利益変更禁止の原則」小島武司先生古稀祝賀『民事司法の法理と政策上巻』(商事

法務、二〇〇八年)七九八頁。

- (31) 高橋前掲注一八・六三六注(40)。
- 33 32 二羽和彦 加波眞一 「不利益変更禁止の原則」青山善允=伊藤眞編 「弁論主義再考」民訴雑誌四八巻二三四頁参照 『民事訴訟法の争点 [第三版]』(有斐閣、一九九八年) 二九二頁

- $\widehat{34}$ 高橋前掲注一八・六三〇頁。
- 35 最判昭和三七年二月一五日集民五八号六九五頁、 最判昭和五八年三月三一日集民一三八号四四九頁など。 通説と評価される。
- 37 36 高田=三木=山本=山本編前掲注一八・一九八頁
- 38 松本=上野前掲注三・八四六頁〔松本〕、高田=三木=山本=山本編前掲注一八・一九八―一九九頁〔宮川聡〕。 高橋前掲注一八・六三四頁 [宮川聡]。
- 41 $\widehat{40}$ 頼 同上。

39

高橋前掲注一八・六三四頁

はなかったものと思われる。 の当事者の対応からある程度推測できよう。そうであれば、 非公式に伺ったところでは、本件はいわゆる接遇困難当事者の事案であったようである。このことは、 一見強引にも見える控訴審の対応には、あながち理由がないわけで 第一審における和解依

―しみず ひろし・法学部教授